

北郷親栄町内会連絡協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、北郷親栄町内会連絡協議会と称し、事務局を札幌市白石区北郷3条3丁目8番1号北郷会館内に置く

(目的)

第2条 この会は、会員相互の親睦を図り日常生活の向上と地域の繁栄を図ることを目的とする

(区域)

第3条 この会の区域は、白石区北郷西地区一円(第1町内会から第7町内会)別添とする
2 区域内を7つの町内会に分割し、各町内会区制を設置する
3 各町内会と区制との関連番号の付与は別に定める
4 単一区内に若干の班を設ける

(役員)

第4条 この会は、第3条の区域に住居する住民及び事務所を置く法人その他の団体をもって構成する
2 前項に規定する者の加入は、正当な理由がない限りこれを拒んではならない
3 第3条に規定する区域に事務所を置く法人その他の団体は本会の賛助会員になることができる

第2章 役員

第5条 この会に次の役員を置く

- | | |
|----------|---------------------|
| 1 会長 | 1名 |
| 2 副会長 | 7名(各町内会の会長) |
| 3 事務局長 | 1名 |
| 4 部長 | 各部1名 |
| 5 副部長 | 若干名(各町内会の部長) |
| 6 会計監査 | 3名(このうち1名を会計監査長とする) |
| 7 町内会副会長 | 7名(各町内会の副会長) |

(選出及び任期)

第6条 この会の役員選出及び任期は、次の通りとする

- 1 会長、副会長、事務局長、各部長、会計監査は、原則として第16条の1による三役会(会長、副会長、事務局長)により選出し、総会の承認を受ける。任期は2年とし再任を妨げない
- 2 役員に欠員が生じた場合は、役員総会で補選し任期は前任者の残任期間とする
- 3 役員は辞任又は任期を満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うこととする

(任務)

第7条 各役員は次の業務を行う

- 1 会長は、この会を代表し会務を統轄する。各町内会会長は、各町内会を代表し会務を統轄する
- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代行する。代行者は三役会で互選する
- 3 事務局長は、各町内会の会務を補佐し、かつ第10条の1に定める業務を行う
- 4 部長は、それぞれの部の業務を遂行する
- 5 副部長は、部長を補佐し部長に事故あるときはこれを代行する
- 6 防火防災部長は、災害に関する情報等について会員に指導する
- 7 会計監査は、この会の会計事務を監査し意見を付して総会に報告する
- 8 各町内会副会長は、各町内会会長を補佐し会長に事故ある時はこれを代行する

(顧問及び相談役)

第8条 この会に、顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は、部長会議で適任者を承認し、会長が委嘱する

第3章 事業

(事業の種類)

第9条 この会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う

- 1 会員相互の親睦を図る事業、会内外の各団体との連絡調整に関する事
- 2 会員の生活向上を主とする事業、行政情報の活用及び行政との連絡協議に関する事
- 3 その他会員のために必要とする事業、地域の将来計画の研究及び防火防災に関する事
- 4 所有する資産及び委託を受けた施設の管理運営に売却すること

(部門及び業務)

第10条 第9条の事業を行うため次の部局を置く

- 1 事務局 企画、庶務、会議、連絡他各種団体等の調整事項及び出納業務、施設運営管理、会費の徴収
- 2 会計部 各町内会の業務及び連絡協議会に関する業務への協力、収入・支出等の管理事項
- 3 社会環境部 道路保全、街灯の保守管理、町内の清掃に関する事項
- 4 福祉厚生部 福祉厚生及び青少年の育成指導、高齢者の福祉活動、などの助成に関する事項
- 5 交通防犯部 交通安全及び防犯対策に関する事項
- 6 女性部 女性の教養、保健に関する事項、各事業部への協力
- 7 防火防災部 災害に関する全般的な対策に関する事項
- 8 広報部 広報誌の発行に関する事項、各種調査

第4章 会議

(総会)

第11条 総会は、本会の最高議決機関であって定期総会、臨時総会の二種とする

- 1 定期総会は、4月に開き事業報告、決算報告、資産の管理状況、次年度の事業計画、収支予算並びに役員を選出その他の主要事項を審議議決する
- 2 臨時総会は、会長又は会員の過半数が必要と認めたときに開催する
- 3 総会は会員で構成し過半数の出席により成立し、委任状の行使を妨げない
- 4 総会は、出席会員の過半数の賛成をもって議決する
- 5 議長は、その都度会員の中から選出する。又は会長がこれにあたる
- 6 欠席した会員は、予め通知された事項について書面をもって評決し、議長又は他の会員を代理人として評決を委任することができる
- 7 総会の議事録には議長及び、その会議において選任された、議事録署名人二人以上が署名捺印しなくてはならない

(役員会)

第12条 本会の運営のために次の役員会を開催する

- 1 役員総会は、年2回全役員をもって構成し、必要の都度会長が招集し、総会の委任事項、重要事項及び細則並びに内規に関する事項について審議決定する
- 2 三役会は、会長、副会長、事務局長をもって構成し、必要の都度会長が招集し、会の総括運営について協議する
- 3 部長会議は、会長、副会長、事務局長、各部長をもって構成し、必要の都度会長が招集し、会の総括運営について協議する
- 4 役員会は、過半数の出席をもって成立し、議事は全員一致で定まるよう相互理解にたち努力する

第5章 会計

第13条 この会の会計は一般会計と特別会計とする

(収入)

この会の収入は、次の各号に掲げるものをもって構成する

- 1 別に定める財産目録の資産
- 2 会費
- 3 活動に伴う収入
- 4 資産から生じる果実
- 5 その他の収入

(支出)

支出は、総会において議決された予算に基づき、第9条に定める本会の事業のために行う

- 2 会員及び役員には細則で定めるところにより、慶弔金を支払うことができる
- 3 その他の事項については、細則で定めるところにより、支払うことができる

(会計年度)

第14条 この会計の会計年度は、4月1日より翌年3月末日までとする

第6章 その他

(会則の改廃)

第15条 この会の会則を改廃する時は、総会の4分の3以上の会員の議決がなければ変更できない、また札幌市長の許可を受ける事

(細則への委任)

第16条 次に掲げる事項については、別に細則で定める

- 1 役員候補に関する事項
- 2 功労のあった者に対する顕彰に関する事項
- 3 役員、その他の慶弔にかかわる事項
- 4 会員の弔慰にかかわる事項
- 5 自主防災に関する事項

(附則)

第17条 この会則は、平成17年4月1日から実施する

- 平成18年4月 一部改正
- 平成19年4月 一部改正
- 平成20年4月 一部改正
- 平成29年4月 一部改正

(附則)

北郷親栄町内会連絡協議会の会則に付随し、細則を次の通り定める

第1条 本会の役員候補者を選出する場合は、三役会を開き選出する

第2条 本会に功労のあった役員に対しては、表彰状又は感謝状並びに記念品を贈呈することができる
これについては、三役会において合議の上行うこととする

第3条 本会の役員には次の見舞金を送ることができる。入院期間が長期にわたる場合は5千円以上としこのほか特に必要と認めた場合三役会において合議の上行う

第4条 本会の役員が死亡された場合は、三役会において合議の上弔慰を行う事とする

- 2 特に必要と認めた場合は、三役会で合議の上、本会と関係の深い人、団体等に弔慰を行う事とする

第5条 本会の役員及び、役員に準ずる者が葬儀委員長を行うときは、5千円以上をもって弔慰に当てる

第6条 本会に非常時における自主防災活動の組織を編成する。自主防災組織図及び運営要領等は、別に定める

第7条 本会の町内会の運営に関する実施要綱、事務局就業規則、会費運営規則等は、内規として別に定める

第8条 単位町内会の会則は連絡協議会の会則を準用するものとする

第9条 本会における個人情報の取り扱いに関しては、別紙「北郷親栄町内会連絡協議会個人情報取扱方法」に定める